

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正
する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

ウ ホテル立地地域（都市計画法第15条第1項の規定によりこの市が定める
都市計画においてホテルを建築することができる地域をいう。）

第2条第4号ア(ウ)中「所在する家屋」の次に「（現に統計法（平成19年法律第
53号）第28条第1項の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類
（以下単に「日本標準産業分類」という。）に定める大分類M－宿泊業，飲食サー
ビス業の中分類75－宿泊業の小分類751の旅館，ホテル（以下「旅館等」とい
う。）の用に供している家屋を除く。）」を加え，同号イ(ウ)中「所在する家屋」の
次に「（現に旅館等の用に供している家屋を除く。）」を加える。

第2条第5号イ中「こと（）」の次に「新産業の森北部地区及び工業系地域にあつ
ては，」を加える。

第3条第2項を次のように改める。

2 市長は，前項の企業立地等事業計画が提出された場合において，当該企業立地
等事業計画が次の各号に掲げる指定地域の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる

要件をいずれも満たしているときは、その認定をするものとする。

(1) 新産業の森北部地区及び工業系地域 次のアからオまでに掲げる要件

ア 投下資本額が次の(ウ)又は(イ)に掲げる企業立地等事業計画の区分に応じそれぞれ当該(ウ)又は(イ)に定める金額以上であること。

(ウ) ロボット関連事業を行うもの 2億円（中小企業等にあつては、3千万円）

(イ) (ウ)以外のもの 3億円（中小企業等にあつては、5千万円）

イ 当該指定地域内において、平成32年3月31日までに固定資産の取得等をして、当該固定資産の取得等をした日から規則で定める期間内に指定事業の用に供すること。

ウ 企業立地等に係る資金計画が、当該企業等の経営状況に照らして適正と認められること。

エ その事業活動が環境の保全に配慮したものであること。

オ その事業内容がこの市の経済の発展に寄与すると認められること。

(2) ホテル立地地域 次のアからオまでに掲げる要件

ア 当該指定地域内において、固定資産の取得等をして、平成32年6月30日までに指定事業の用に供すること。

イ 新築又は増築する部分に係るホテルの規模が次の(ウ)から(オ)までのいずれかに該当すること。

(ウ) 客室の数が80室（多目的ホール（床面積350平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）を備える場合は、50室）以上であり、かつ、平均客室面積が13平方メートル以上確保されること。

(イ) 客室の数が40室以上であり、かつ、平均客室面積が18平方メートル以上確保され、及び多目的ホールを備えること。

(オ) 客室の数が80室（多目的ホールを備える場合は、45室）以上確保されること。

ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第6条第1項第1号の基準を満たすこと。

エ 独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所として認定をする場合のいずれかの基準を満たすこと。

オ 前号ウからオまでに掲げる要件

第6条第1項中「第3項」の次に「及び第5項から第7項まで」を加え、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号イ(ア)に掲げる規模のホテルとする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分）に限り、課税を免除する。
- 6 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号イ(イ)に掲げる規模のホテルとする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から7年度分に限り、課税を免除する。
- 7 認定企業等が、ホテル立地地域内において、第3条第2項第2号イ(ウ)に掲げる規模（同号イ(ア)に該当する場合を除く。）のホテルとする企業立地等事業計画に基づき取得し、新築し又は増築した固定資産であって、当該認定企業等が所有し、かつ、指定事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、指定事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分）に限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

指定地域	事業
新産業の森北部地区	日本標準産業分類に定める大分類E－製造業（以下単に「製造業」という。）、大分類G－情報通信業（風俗営

	業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業を除く。）及び大分類Lー学術研究，専門・技術サービス業に分類される事業
工業系地域	製造業
ホテル立地地域	旅館等のうちホテルを営む事業（風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業を除く。）

附 則

この条例は，平成28年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，市内において宿泊施設及び多目的ホールの立地等を促進する必要による。